

## 10.8. 廃棄物等



## 10.8. 廃棄物等

### 10.8.1. 造成等の施工による一時的な影響に伴う建設副産物

#### (1) 調査

##### 1) 調査項目

造成等の施工による一時的な影響に伴う建設副産物の調査項目及び調査状況は、表 10.8.1-1 に示すとおりである。

表 10.8.1-1 調査項目及び調査状況

調査項目	文献その他の資料調査	現地調査
廃棄物の処理並びに処分等の状況	○	—

##### 2) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

##### 3) 調査方法

###### 7. 廃棄物の処理並びに処分等の状況

###### (7) 文献その他の資料調査

###### 7) 廃棄物の処理並びに処分等の状況

「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）より、愛知県における産業廃棄物の処理・処分の状況を整理した。

また、国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画 2020」（令和2年9月、国土交通省）を元に、建設事業における再資源化率の達成基準値を整理した。

###### イ) 産業廃棄物処理施設の立地状況

「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）より、愛知県内の産業廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場等）の設置状況及び最終処分場の残余容量を整理した。

##### 4) 調査結果

###### 7. 廃棄物の処理並びに処分等の状況

###### (7) 文献その他の資料調査

###### 7) 廃棄物の処理並びに処分等の状況

令和元年度の愛知県における業種別の産業廃棄物の処理・処分の状況は、表 10.8.1-2 に示すとおりである。建設業の産業廃棄物発生量は製造業に次ぐ量であり、年間の発生量 4,496 千 t/年に対し減量化量 136 千 t/年（発生量の 3.0%）、資源化量 4,093 千 t/年（同 91.0%）となっており、最終処分量は 267 千 t/年（同 5.9%）となっている。

また、令和元年度の愛知県における産業廃棄物の種類別の処理・処分の状況は、表 10.8.1-3 に示すとおりである。減量化・資源化率は、廃プラスチック類及びその他の廃

棄物を除き 90%以上となっている。

なお、「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」においては、建設事業を対象とした再資源化率等の目標に関する記載は無いが、国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画」（令和2年9月、国土交通省）において、全国の地方ごとに建設事業における建設リサイクルに係る達成基準値が示されている。中部地方における達成基準値は表 10.8.1-4 に示すとおりであり、アスファルト・コンクリート塊について再資源化率 99%以上、建設発生土について有効利用率 80%以上が達成基準値として定められている。

表 10.8.1-2 愛知県における主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況（令和元年度）

単位：千t

業種	発生量	減量化量	資源化量		最終 処分量	その他量	
			有償物量	再生利用量			
製造業	10,619	1,923 (18.1%)	8,365 (78.8%)	4,359 (41.1%)	4,006 (37.7%)	330 (3.1%)	0 (0.0%)
建設業	4,496	136 (3.0%)	4,093 (91.0%)	6 (0.1%)	4,087 (90.9%)	267 (5.9%)	1 (0.0%)
農業・林業	2,489	1,367 (54.9%)	1,122 (45.1%)	0 (0.0%)	1,122 (45.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,752	588 (33.6%)	1,085 (62.0%)	120 (6.9%)	965 (55.1%)	78 (4.5%)	0 (0.0%)
その他	592	161 (27.2%)	362 (61.1%)	37 (6.3%)	325 (54.8%)	70 (11.7%)	0 (0.0%)
合計	19,948	4,174 (20.9%)	15,027 (75.3%)	4,522 (22.7%)	10,505 (52.7%)	746 (3.7%)	1 (0.0%)

出典：「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）

表 10.8.1-3 愛知県における産業廃棄物の種類別の処理・処分状況（令和元年度）

項目	発生量 (千t)	減量化・資源化率 (%)	項目	発生量 (千t)	減量化・資源化率 (%)
全種類	19,948	96.3	廃油	244	97.6
動物のふん尿	2,480	100.0	がれき類	3,168	95.2
動植物性残さ	189	99.5	汚泥	2,874	94.5
金属くず	2,045	99.5	木くず	343	94.5
廃アルカリ	548	99.4	燃え殻	308	93.6
廃酸	229	98.9	ガラスくず等	592	90.0
ばいじん	1,438	98.7	廃プラスチック類	567	85.2
紙くず	104	98.7	その他	655	78.7
鋳さい	4,163	98.3			

出典：「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）

表 10.8.1-4 中部地方における建設リサイクルに係る達成基準値

対象品目		指標	達成基準値
建設廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	建設発生木材	再資源化・排出率	97%以上
	建設汚泥	再資源化・排出率	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下
	合計	再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上

出典：「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）

#### イ) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

愛知県における産業廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場等）の設置状況は、表 10.8.1-5～表 10.8.1-7 に示すとおりである。

令和2年度末時点で許可を受けている中間処理施設の設置数は926施設であり、そのうち木くず又はがれき類の破碎施設が最も多くなっている。また、令和元年度末時点で愛知県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は98施設存在し、残存容量は遮断型・安定型・管理型最終処分場の合計で7,330.2千m<sup>3</sup>となっている。

また、広域最終処分場が2件存在し、このうち衣浦港3号地廃棄物最終処分場では、県内全域の産業廃棄物・一般廃棄物を対象に処分を行っている。

表 10.8.1-5 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の設置状況

施設の種類の		施設数	処理能力
汚泥	脱水施設（10m <sup>3</sup> /日を超えるもの）	276	71,551.1 m <sup>3</sup> /日
	乾燥施設（10m <sup>3</sup> /日を超えるもの）	9	948.6 m <sup>3</sup> /日
	焼却施設 （5m <sup>3</sup> /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの）	27	1,484.5 m <sup>3</sup> /日
廃油	油水分離槽（10m <sup>3</sup> /日を超えるもの）	16	1,135.6 m <sup>3</sup> /日
	焼却施設 （1m <sup>3</sup> /日を超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの）	28	1,097.9 m <sup>3</sup> /日
廃酸・廃アルカリの中和施設 （50m <sup>3</sup> /日を超えるもの）		5	10,592.0 m <sup>3</sup> /日
廃プラスチック類	破碎施設（5トン/日を超えるもの）	89	8,082.1 t/日
	焼却施設（100kg/時以上のもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの）	34	711.3 t/日
木くず又はがれき類の破碎施設 （5トン/日を超えるもの）		388	167,685.4 t/日
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		4	61.6 m <sup>3</sup> /日
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		1	1.6 t/日
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		2	13.5 t/日
産業廃棄物の焼却施設（200kg/時以上のもの又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの）		47	2,687.8 t/日
計		926	—

注）令和2年度末現在

出典：「愛知県産業廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）

表 10.8.1-6 最終処分場の設置状況

残存容量の単位：千m<sup>3</sup>

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.0	4	3.8	5	3.8
安定型	6	92.2	26	460.0	32	552.1
管理型	15	716.4	46	6,057.9	61	6,774.2
合計	22	808.5	76	6,521.7	98	7,330.2

注1) 令和元年度末現在

注2) 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

出典：「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）

表 10.8.1-7 広域最終処分場（公共関与）の設置状況

処分場名		衣浦港3号地廃棄物最終処分場	御船産業廃棄物処分場
施設	設置場所	武豊町地先(衣浦港3号地)	豊田市御船町
	面積/ 埋立容量	47.2ha 496万m <sup>3</sup>	9.5ha 219万m <sup>3</sup>
廃棄物 受入計画	受入廃棄物 及び地域	産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：同上	産業廃棄物：豊田市・みよし市及び その他一部県内 一般廃棄物：豊田市、みよし市

出典：「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」（令和4年2月、愛知県）

## (2) 予測

### 1) 予測項目

造成等の施工による一時的な影響に伴う建設副産物の影響要因の区分及び予測項目は、表 10.8.1-8 に示すとおりである。

表 10.8.1-8 影響要因の区分及び予測項目

影響要因の区分		予測項目
工事の実施	造成等の施工による	建設副産物の種類ごとの発生量
	一時的な影響	建設副産物の種類ごとの処理状況

### 2) 予測概要

予測の概要は、表 10.8.1-9 に示すとおりである。

表 10.8.1-9 予測概要

予測の概要	
予測項目	建設副産物の種類ごとの発生量、処理状況
予測方法	施工計画及び既設構造物の状況を基に、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土等の建設工事に伴う建設副産物の種類ごとの発生の状況の把握を行う方法とした。
予測地域	対象事業実施区域とした。
予測対象時期	工事期間とした。

### 3) 予測方法

建設工事に伴う廃棄物等の予測手順は、図 10.8.1-1 に示すとおりである。

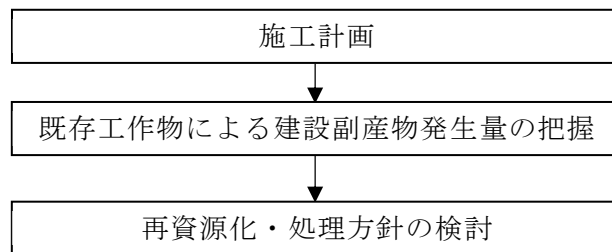


図 10.8.1-1 予測フロー図

#### 4) 予測結果

##### 7. 建設工事に伴う副産物

##### (7) 建設副産物の種類ごとの発生量

本事業で発生すると想定される建設副産物の量は、表 10.8.1-10 に示すとおりである。

本事業の実施に伴う建設副産物として、建設発生土、アスファルト・コンクリート塊及び金属くず（鋼材）が発生すると想定される。

表 10.8.1-10 建設副産物の発生量の予測結果

主な建設副産物等	建設副産物の量
建設発生土	38,200m <sup>3</sup>
アスファルト・コンクリート塊	18,100m <sup>3</sup>
鋼材	117t

##### (イ) 建設副産物の種類ごとの処理状況

##### ア) 建設発生土

工事の実施に伴い、38,200m<sup>3</sup>の建設発生土が発生すると想定される。

掘削工事による発生土は、本事業において有効利用を図るほか、利用できない場合は空港島内の土砂置場に搬入のうえ保管する。これにより、空港島外への建設発生土の搬出及び空港島外における建設発生土の処理・処分は生じない計画である。

##### イ) アスファルト・コンクリート塊及び鋼材

工事の実施に伴い、18,100m<sup>3</sup>のアスファルト・コンクリート塊及び117tの鋼材が発生すると想定される。

これらの建設副産物は、産業廃棄物処理業者に委託のうえ、再資源化に努めることとする。また、再資源化できない建設副産物は、適切に処理・処分を行う。

### (3) 評価

#### 1) 環境影響の回避又は低減に係る評価

##### 7. 環境保全措置の検討

造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等の影響を低減するために、以下に示す施工上の諸対策を講じることを前提として予測を実施した。（「10.1 予測の前提」参照）

- ・発生する建設副産物は、産業廃棄物処理業者に委託し、再資源化に努める。

また、造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等の影響をさらに低減するために、予測の前提とはしていないものの、以下の環境保全措置を講じることとする。

- ・本事業の中で再利用ができない建設発生土については、環境保全措置として工事間利用の促進を行い、できる限り再利用を図る。

なお、建設副産物のうちアスファルト・コンクリート塊については「建設リサイクル推進計画 2020」において再資源化率の達成基準値が 99%以上、鋼材については「愛知県廃棄物処理計画（2022 年度～2026 年度）」において再資源化率の達成基準値が 99.5% となっていることから、本事業においても同水準の再資源化を行う方針とする。これらの再資源化率を達成した場合のアスファルト・コンクリート塊の最終処分量（発生量の 1%）は 181m<sup>3</sup>、鋼材の最終処分量（発生量の 0.5%）は 0.6t と予測され、これらの最終処分量は愛知県内の最終処分場における残存容量（表 10.8.1-6）に対してごくわずかな量であることから、最終処分場における適切な処理・処分が可能と考えられる。

#### 4. 環境影響の回避又は低減に係る評価

「10.1 予測の前提」に記載した施工上の諸対策を講じることに加え、前項の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。

